

資料6

当面11月末までのイベント開催制限の考え方について（概要）

【別紙1】

- 感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。
- イベントの収容率要件及び人数上限については、イベントでの感染状況やシミュレーション等で得られた知見（適切な換気の下、マスクをして声を出さなければ、観客同士の感染リスクは低い。入退場やトイレ等の三密回避が重要等）を踏まえ、感染防止対策と目安のあり方について見直しを行う。
- 得られた知見等を踏まえた業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策が担保される場合（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」）には緩和することとし、当面11月末まで、以下の取扱いとする方針とする。
 - ① 収容率要件については、感染リスクの少ないイベント（クラシック音楽コンサート等）については100%以内に緩和する。その他のイベント（ロックコンサート、スポーツイベント等）については50%以内^(※)とする。
 - ② 人数上限については、5,000人を超える場合は50%までを可とする。
- 今後、一週間程度の周知・準備期間を考慮し、9月19日より施行する。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断により厳しい制限を課すことも可能である。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断する。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限する。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 12月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。

（※）異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

時期		収容率	人数上限
現在	屋内	50%以内	5,000人
	屋外	十分な間隔（*できれば2m）	5,000人

時期		収容率	人数上限
当面11月末まで	イベントの類型	大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、歌舞伎、芸能、演芸、公演・式典、展示会等 100%以内 （席がない場合は適切な間隔）	大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公演競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント →詳細は次頁参照 50% ^(※) 以内 （席がない場合は十分な間隔）

（注）収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。

各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例 【別紙2】

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの例	大声での歓声・声援等が想定されるものの例
音楽 クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート	音楽 ロックコンサート、ポップコンサート等
演劇等 現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス等	スポーツイベント サッカー、野球、大相撲等
舞踊 バレエ、現代舞踊、民族舞踊等	公演競技 競馬、競輪、競艇、オートレース
伝統芸能 雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞等	公演 キャラクターショー、親子会公演等
芸能・演芸 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術等	ライブハウス・ナイトクラブ ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
公演・式典 各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式等	※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ
展示会 各種展示会、商談会、各種ショー	

※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ

（注）・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
 ・イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。）の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。

収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について

【別紙3】

- 以下の措置のいずれもがイベント主催者及び施設管理者の双方において「業種別ガイドライン」により担保され、かつ、感染防止の取組が公表されている場合に、新たな目安（収容率及び人数上限の緩和）を適用することとし、それ以外の場合は、従来の目安を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断。

イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置

- ・ **消毒の徹底**（感染リスクの拡散防止）
- ・ **マスク着用の担保**（感染リスクの拡散防止）
マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保
- ・ 参加者及び出演者の制限（感染リスクの拡散防止）
有症状者の出演・入場を確実に防止する措置の徹底（検温の実施、有症状の出演者は出演・練習を控えること、主催者が払い戻しの措置等を規定しておくこと等）
- ・ 参加者の把握（感染リスクの拡散防止）
事前予約時又は入場時に連絡先を確実に把握することや、接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスのダウンロード促進等の具体的措置を講じること（例：アプリのQRコードを入口に掲示すること等）
- ・ 大声を出さないことの担保（大声の抑止）
大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備（人員を配置する等）
スポーツイベント等では、ラッパ等の鳴り物を禁止し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備
- ・ 密集の回避（イベントの入退場や休憩時間における密接の抑止）
入退場列や休憩時間の密集を回避する措置（人員の配置、導線の確保等）や十分な換気
休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止
入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限の実施
- ・ 演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除
演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせること
- ・ 催物前後の行動管理（交通機関、イベント後の打ち上げ等における密接の抑止）
公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起、可能な限り、予約システム等の活用により分散利用を促進

※催物等におけるクラスターの発生があった場合、都道府県は、目安及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握するとともに、主催者に感染防止対策の徹底、催物等の無観客化、中止又は延期等の協力を求める。

感染防止のチェックリスト

【別紙4】

（1）徹底した感染防止等（収容率100%で開催するための前提）

① マスク着用の担保	・マスク着用状況が確認でき、個別に注意等ができるもの *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布
② 大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの *隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

（2）基本的な感染防止等

③ ①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める）
④ 手洗	・こまめな手洗の奨励
⑤ 消毒	・主催者側による施設内のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥ 換気	・法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦ 密集の回避	・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避
⑧ 飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底
⑨ 参加者の制限	・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置
⑩ 参加者の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励
⑪ 催物前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起

（3）イベント開催の共通の前提

⑫ 入退場やエリア内の行動管理	・広域的のこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 *来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可
⑬ 地域の感染状況に応じた対応	・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

（※）本年7月17日付け事務連絡において、関係省庁を通じて上記対策を記載するよう業種別ガイドラインの改訂を依頼

コンサート・演劇・スポーツイベント等の収容率（目安）

【別紙 5】

- 当面1月末まで、観客に大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、感染防止策の徹底等を前提に100%以内の収容を可能とする。それ以外の場合、異なるグループ（又は個人）間では座席を1席は空けることとしつつ、同一グループ（5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はない。すなわち、収容率は50%を超えることとなる。これらは、「新しい生活様式」に基づく行動、基本的な感染防止策が徹底・継続され、イベント主催者や出演者が「業種別ガイドライン」等に基づく行動（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことが前提。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断により厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 大声での歓声・声援等がないことを前提としうる環境で、座席等により参加者の位置が固定される他の施設（映画館等）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改定を呼びかける。

コンサート・演劇・スポーツイベント等		
イベントの性質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入退場や区域内の適切な行動確保が可（区域が限定） ・ 参加者の位置が固定（座席や立ち位置固定） 	
想定されるイベント及び収容率等	<p style="text-align: center;">【100%以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるクラシック音楽コンサート・演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典 等 	<p style="text-align: center;">【当面1月末まで 50%（※）以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大声での歓声・声援等が想定されるロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公演競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等
100%開催の具体的要件	<p>次のいずれにも該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① これまでの当該出演者・出演団体の開催実績において観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられないもの（開催実績がない場合、類似のイベントに照らし、観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないもの）。 ② これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策の徹底が行われるもの。 ③ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染対策等が感染拡大予防ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されるもの。 	

（※）異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

展示会・お祭り・野外フェス等の収容率（目安）

【別紙 6】

- 当面1月末まで、入場者に大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、感染防止策の徹底等を前提に人と人が接触しない範囲で収容率を100%以内とすることを認める。それ以外の場合、当分の間、収容率を50%以内、又は十分な人ととの間隔を要する。これらは、「新しい生活様式」に基づく行動、基本的な感染防止策が徹底・継続され、イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことが前提。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断により厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 大声での歓声・声援等がないことを前提としうる環境で、参加者が自由に移動できる他の施設（美術館、博物館、動植物園、遊園地等）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改定を呼びかける。

展示会・地域の行事等		
イベントの性質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入退場や区域内の適切な行動確保が可能 ・ 参加者が自由に移動できる ・ 名簿等で参加者の把握が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入退場や区域内の適切な行動確保が困難 ・ 参加者が自由に移動できる ・ 名簿等で参加者を把握困難
想定されるイベント（例）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 展示会（人数等を管理できるイベント） ・ 地域の行事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国的・広域的な花火大会・野外音楽フェス等
開催要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入場者が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱するおそれがあるものは、当分の間、収容定員が設定されている場合は収容率50%以内、設定されていない場合は十分な人ととの間隔（1m）を要することとする。 ・ それ以外のものについては、感染拡大予防ガイドラインに則った感染拡大対策を前提として、収容定員が設定されている場合は収容率100%以内、設定されていない場合は密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接觸しない程度の間隔）を空けることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当分の間、十分な人ととの間隔（1m）を要することとする。当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断。

イベントの人数上限の目安（目安）

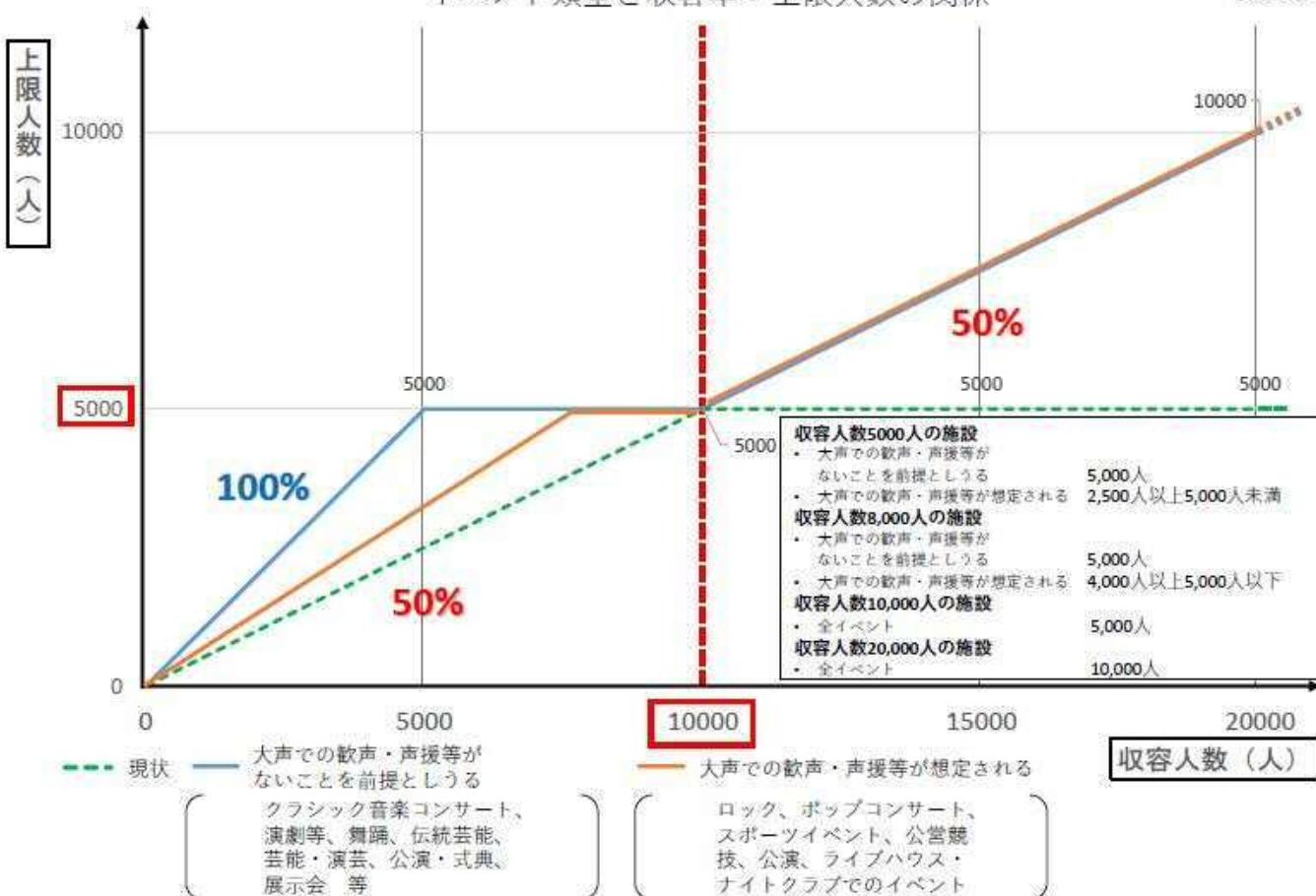
【別紙 7】

- イベントにおける感染リスクは、イベント開催中に加え、その前後（入退場時、トイレ、売店、イベント前後の会食・交通機関の利用等）にも存在。こうした感染リスクは、ある人数（例えば、5,000人）を境に突然増大するものではなく、参加人数が増えるにつれて連続的に増加するものと考えられる。
- 具体的には、段階的に人数上限を引き上げることとすることで、感染状況に応じた対応が可能になると考えられる。通常は共有部（入退場時の通路やトイレ等）のキャパシティが収容人数を踏まえて設計されていると考えられることを踏まえ、基本的な感染防止策の徹底及び「業種別ガイドライン」等に基づく行動（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことを前提に、人数上限は、当面11月末まで、収容人数の50%（収容人数10,000人以下のときは、5,000人）として上限を設定する。また、12月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断により厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- また、全国的又は広域的な人の移動が見込まれる祭り等や参加者の把握が困難なイベント等については、クラスター対策が困難であることから、引き続き、中止を含めて慎重に検討するよう促す。

	コンサート・演劇・スポーツイベント等	展示会・地域の行事等	全国的・広域的なお祭り等
人数上限	①収容人数が10,000人を超える場合：収容人数の50% ②収容人数が10,000人以下の場合は：5,000人		慎重な判断
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 各都道府県においては、引き続き、ガイドラインの徹底を呼びかけるとともに、地域の感染状況の段階に応じて、個別のイベント開催について適切に判断。 大規模イベント（参加者1,000人超）の主催者は、人数について都道府県と相談。なお、感染拡大の兆候や催物等におけるクラスターの発生があった場合、都道府県は、目安及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握するとともに、国と連携して、催物等の無観客化、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行う。 人数上限等は、今後の感染状況やエビデンスの確認により随時見直し。 		

イベント類型と収容率・上限人数の関係

【別紙 8】



屋内イベントの開催のあり方に関する検討会とりまとめのポイント

【別紙9】

基本的方向性

- ・実効的な感染防止策と経済活動の質の確保の両立を図る。
- ・イベントは性質上、不特定多数者への集団感染リスクが考えられ、医療体制を逼迫させる可能性。「新しい生活様式の定着」、「業種別ガイドラインの遵守」を前提に、基本的な感染防止策に加え、感染リスクの分析に基づく有効な感染防止策の実施が重要。
- ・自治体と主催者側で十分に連携しながら、イベントの性質（①地域の感染状況、②地域医療体制への影響、③規模（人数、全国的・地域的）等）に応じた適切なリスクアセスメントを行い、開催の態様・有無を判断。「業種別ガイドラインの遵守」等が徹底できない場合は、開催について慎重に判断。
- ・エビデンスに基づき効果的な感染防止策を講じる。屋内では十分な換気が重要。屋外は通気性から十分な換気のある屋内と同様に扱う。
- ・地域の感染拡大やクラスターが発生した場合は、必要に応じて開催のあり方を見直し。

感染リスク

接触感染

- ・感染者の身体や感染者が触れた器具、
感染者の飛沫が飛散した場所に接触した手で、口や鼻に触れる
※入退場（トイレ・ロビー）等の混雑では、感染リスク増加

感染防止策

- ・こまめな手洗いの励行
- ・出入口、トイレ等での手指消毒
- ・ウイルスが付着した可能性がある場所の消毒
- ・人と人が触れ合わない距離の確保
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

飛沫感染 ※ 5μm以上の粒子

- ・感染者の飛沫（5μm以上）の吸い込み
※マスクを外す場合（会場での飲食等）には、飛沫飛散が生じ
感染リスク増加

- ・マスク着用（飛沫の飛散は相当程度抑制可能）
- ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保
- ・劇場・ホール内の食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため自粛を促す
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

マイクロ飛沫感染 ※ 5μm未満の粒子

- ・感染者の隣席で微細な飛沫を吸い込み（①密接リスク）
- ・換気が悪い環境で長時間浮遊する微細な飛沫の吸い込み（②密閉リスク）
※大声を出すような環境においては、微細な飛沫が
空気中に漂い、少し離れた場所にまで感染した事例が報告

- ・大声を伴うイベントでは隣席との身体的距離の確保
- ・同一の観客グループ内は座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。
- ・微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため換気を強化

（留意事項）

- ・感染者の来場を防ぐ対策の徹底（検温、体調不良時のチケット料金の払い戻し等）
- ・感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築（座席固定、名簿管理の徹底、接触確認アプリ（COCOA）導入等）
- ・複合的な性質を有するイベントに関しては、それぞれの性質に応じて要件を適用。

資料7

別表4. 感染防止対策

緩和施設で講じるべき感染防止対策		施設区分												出典			備考									
		区分I			区分II			区分III			県民の生活や社会活動の維持に必要な施設															
対策区分	具体的な対策・工夫の内容	博物館等	劇場等	集会・展示施設	文教施設	大学・学習塾等	商業施設	物販売	サービス業等	ホテル・旅館	遊興施設等	運動施設	遊技施設	ホテル・旅館	(イベント等)	催物開催	社会福祉施設等	医療施設	販売施設	生活必需物資	食事提供施設	住宅・宿泊施設	交通機関等	工場等	金融機関・官公庁等	その他
		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
共通	発熱者等の施設へ入場防止・注意喚起の掲示	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	・従業員の検温・体調確認を行い発熱者や体調不良の従業員の出勤を停止 ・来訪者の検温・体調確認を行い発熱者や体調不良の来訪者の入場を制限	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	3つの「密」(密閉・密集・密接)の防止・注意喚起の掲示	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	・店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保(約2m間隔の確保) ・換気を行う(可能であれば、2つの方向の窓を同時に開ける) ・密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	飛沫防止・接触感染の防止・注意喚起の掲示	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	・従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行、目の防護具の装着 ・来訪者の入店時におけるマスクの着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・店舗・事務所内の定期的な消毒	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	移動時における感染の防止	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	・ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自動車・徒歩等による出勤の推進) ・従業員数の出勤数の制限(テレワーク等による在宅勤務の実施等) ・出張の中止(電話会議やビデオ会議などを活用)、来訪者数の制限	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	「人との接触を8割減らす、10のポイント」の実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	「新しい生活様式」の実践例の実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	従業員の衛生対策・3密対策、休憩や食事の分散	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
密接	対面する場でのパーティション・ビニールカーテン等の設置・対面機会の回避	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	滞在時間の制限	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	少人数での滞在時間の制限	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	ロッカー、シャワー等屋内共用施設の使用制限	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
密集	四方空けた席配置	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	座席等間隔の確保(1m、できれば2mの間隔確保)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	真正面を避けた座席配置	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	座敷席等における多人数での使用自粛	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	座席間でのパーティションの設置	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	大皿での取り分けによる食料提供の自粛	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	レジ等での間隔の確保	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	展示配置の工夫	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	接触スポーツの制限	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	密の注意喚起の掲示	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
衛生	個室などの部屋の使用(定員人数の半分の利用)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	集会の用に供する部分での宴会等は、100人以下、かつ収容定員の半分以下の人数にする	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所(テーブル、ドアノブ等)の消毒	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	入場時手指衛生(消毒設備の設置)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	客入れ替えのタイミングでの消毒	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
その他	トイレ内の対応(ハンドドライヤー・共通タオルの禁止、蓋を閉めて流すよう表示)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	休憩スペースでの対応(人数の制限、対面食事・会話の自粛、定期的消毒等)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	入場時体温調査(入場時間が長い場合)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	店内音楽(BGM、遊技機)を必要最小限にし、大声での会話の必要がない遊技環境の保持	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	「比較的小人数」での開催に限る	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	大声での発声、歌唱や声援、接近した距離での会話等の禁止	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

業種別ガイドライン

令和2年10月27日時点*

* 各ガイドラインの改訂状況・改訂日等については、個別のガイドラインをご確認下さい。

項目	
1. 劇場、観覧場、映画館、演芸場	3
2. 集会場、公会堂	4
3. 展示会・展示場	5
4. 体育館、水泳場、ボーリング場、運動施設、遊技場	6
5. 博物館、美術館、図書館	7
6. 遊興施設	10
7. 自動車教習所、学習塾等	12
8. 医療サービス	13
9. インフラ運営等	14
10. 飲食料品供給	16
11. 食堂、レストラン、喫茶店等	18
12. 生活必需物資供給	19
13. 生活必需サービス	21
14. ごみ処理	23
15. 冠婚葬祭	24
16. メディア	25
17. 個人向けサービス	27
18. 金融	28
19. 物流、運送	29
20. 製造業全般	32
21. オフィス事務全般	33
22. 企業活動、治安維持	34
23. 行政サービス	35

※上記のほか、学校、社会福祉施設、社会体育施設、研究施設等については所管省庁においてガイドライン等を作成・公表。

[その他所管省庁で策定されているガイドライン・手引き等\(2020.10.23時点\)](#) 36

1. 劇場、観覧場、映画館、演芸場

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
文部科学省	公益社団法人 全国公共文化施設協会	劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
	クラシック音楽公演運営推進協議会	クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
	緊急事態舞台芸術ネットワーク	舞台芸術公演における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	一般社団法人全日本合唱連盟	合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン
厚生労働省	全国興行生活衛生同業組合連合会(映画館)	映画館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
	全国興行生活衛生同業組合連合会(演芸場)	演芸場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
経済産業省 文部科学省	一般社団法人コンサートプロモーターズ協会 一般社団法人日本音楽事業者協会 一般社団法人日本音楽制作者連盟	・音楽コンサートにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(無観客公演関係) ・音楽コンサートにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(有観客公演)

2. 集会場、公会堂

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
文部科学省	公益社団法人 全国公民館連合会	公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
国土交通省	一般社団法人日本コンベンション協会(MICE)	新型コロナウイルス感染症禍におけるMICE開催のためのガイドライン
経済産業省	公益社団法人 日本青年会議所	カンファレンス開催ガイドライン

3. 展示会・展示場		
担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
経済産業省	一般社団法人 日本展示会協会	展示会業界における COVID-19 感染拡大予防ガイドライン
	一般社団法人日本ファッション・ウィーク推進機構	ファッションショーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

4. 体育館、水泳場、ボーリング場、運動施設、遊技場①		
担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
文部科学省	公益財団法人 日本スポーツ協会	スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン
	公益財団法人 日本障がい者スポーツ協会	
	公益社団法人 日本プロサッカーリーグ	Jリーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン
	一般社団法人 日本女子サッカーリーグ	日本女子サッカーリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン
	公益財団法人 日本ゴルフ協会	
	公益社団法人 日本プロゴルフ協会	日本国内プロゴルフトーナメントにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
	一般社団法人 日本女子プロゴルフ協会	
農林水産省	一般社団法人 日本ゴルフツアー機構	
	一般社団法人 日本ゴルフトーナメント振興協会	
	公益社団法人日本プロボウリング協会	プロボウリングトーナメント(JPBA競技会)における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

4. 体育館、水泳場、ボーリング場、運動施設、遊技場②		
担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
文部科学省	一般社団法人 日本野球機構	NPB新型コロナウイルス感染予防ガイドライン(無観客開催)
	一般社団法人 日本野球機構	NPB新型コロナウイルス感染予防ガイドライン(有観客開催)
	一般財団法人 日本ボクシングコミッション	ボクシング興行再開に向けた新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
	日本プロボクシング協会	
	公益財団法人 日本相撲協会	新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン
	公益社団法ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ	B.LEAGUE 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
農林水産省	農のふれあい交流経営者協会	観光農園(収穫体験)における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン
経済産業省	一般社団法人 日本ゴルフ場経営者協会	新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
	公益社団法人 日本パブリックゴルフ協会	
	公益社団法人 全日本ゴルフ練習場連盟	新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
	公益社団法人 日本テニス事業協会	新型コロナウイルス感染症対策 ガイドライン
	一般社団法人 日本アミューズメント産業協会	ゲームセンターにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

4. 体育館、水泳場、ボーリング場、運動施設、遊技場③		
担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
経済産業省	公益社団法人 日本ボウリング場協会	新型コロナウイルス感染症対策(公社)日本ボウリング場協会ガイドライン
	一般社団法人 日本レジャーダイビング協会	
	スクーバダイビング事業協同組合	新型コロナウイルス感染症対策 ダイビング事業者向けガイドライン
	東日本遊園地協会	遊園地・テーマパークにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
	西日本遊園地協会 等	
警察庁	一般社団法人 日本スイミングクラブ協会	スイミングクラブにおける新型コロナウイルス感染拡大予防のためのガイドライン
	一般社団法人 日本フィットネス産業協会	FIAフィットネス関連施設における新型コロナウイルス感染拡大対応ガイドライン
	一般社団法人 全日本指定射撃場協会	射撃場における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン
国土交通省	全国麻雀業組合総連合会	マージャン店営業等における新型コロナウイルス感染症の拡大予防ガイドライン
	バチンコ・バチスロ産業21世紀会	バチンコ・バチスロ店営業における新型コロナウイルス感染症の拡大予防ガイドライン
国土交通省	アクティビティツアーリンク	アクティビティツアーリンク向け新型コロナウイルス対策ガイドライン
	体験教室連絡会	体験教室向け新型コロナウイルス対策ガイドライン

5. 博物館、美術館、図書館

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
文部科学省	公益財団法人 日本博物館協会	博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
	公益社団法人 日本国書館協会	図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
	公益社団法人 全国学校図書館協議会	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策下における学校図書館の活動ガイドライン

6. 遊興施設①

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
経済産業省	公益社団法人 全国競輪施行者協議会	
	全国小型自動車競走施行者協議会	
	公益財団法人 JKA	
	一般財団法人 東日本小型自動車競走会	競輪・オートレースにおける新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン
	一般財団法人 西日本小型自動車競走会	
	一般社団法人 日本競輪選手会	
	一般社団法人 全日本オートレース選手会	
警察庁	一般社団法人 全国場外車券売場設置者協議会	
	一般社団法人 ナイトクラブエンターテイメント協会	
	西日本クラブ協会	特定遊興飲食店(ナイトクラブ)における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
	ミュージックバー協会	

9

10

6. 遊興施設②

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
農林水産省	地方競馬全国協会	競馬における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
国土交通省	ポートレースコロナ対策決定本部	モーターボート競走における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン
経済産業省 文部科学省	一般社団法人 日本カラオケボックス協会連合会	カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
	一般社団法人 カラオケ使用者連盟	
	一般社団法人 全国カラオケ事業者協会	
厚生労働省	一般社団法人 ライブハウスコミッショナ	
	NPO法人 日本ライブハウス協会	ライブハウスにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
	日本音楽会場協会	
	日本ライプレストラン協会	ライプレストランにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
	全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会	社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

7. 自動車教習所、学習塾等

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
経済産業省	公益社団法人 全国学習塾協会	新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
	一般社団法人 全国外国語教育振興協会	民間外国語教育事業者における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
	一般社団法人 全日本ピアノ指導者協会	ピアノ教室向け感染症対策ガイドライン
警察庁	全日本指定自動車教習所協会連合会	指定自動車教習所における新型コロナウイルス感染症の感染防止のためのガイドライン
	全国届出自動車教習所協会	[全自教]感染症予防ガイドライン(新型コロナウイルス感染症)
文部科学省	特定非常利活動法人 全国検定振興機関	民間検定試験等の実施における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
出入国管理庁 文化庁	(一財)日本語教育振興協会	
	(一社)全国日本語学校連合会	
	(一社)日本語学校ネットワーク	
	全国専門学校日本語教育協会	
	(一社)全国各種学校日本語教育協会	
	(一社)全日本学校法人日本語教育協議会	日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

11

12

8. 医療サービス

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
厚生労働省	一般社団法人 日本総合健診医学会	
	公益社団法人 日本人間ドック学会	
	公益財団法人 結核予防会	
	公益社団法人 全国労働衛生団体連合会	健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について
	公益財団法人 日本対がん協会	
	公益社団法人 全日本病院協会	
	一般社団法人 日本病院会	
	公益財団法人 予防医学事業中央会	
	公益社団法人 日本医師会	新型コロナウイルス感染症対策 医療機関向けガイドライン
	公益社団法人 日本歯科医師会	新たな感染症を踏まえた歯科診療ガイドライン

13

9. インフラ運営等①

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
国土交通省	一般社団法人 日本埋立浚渫協会	
	一般社団法人 日本海上起重技術協会	
	一般社団法人 日本潜水協会	
	日本港湾空港建設協会連合会	
	全国浚渫業協会	
	公益社団法人 日本港湾協会	クルーズ船が寄港する旅客ターミナル等における感染拡大予防ガイドライン
経済産業省	一般社団法人 全国LPG協会	LPGガス販売事業者等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインについて
	全国石油商業組合連合会	ガソリンスタンドにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
総務省	一般社団法人 電気通信事業者協会	電気通信事業分野における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
厚生労働省	一般社団法人日本水道運営管理協会	水道運営管理業務における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

14

9. インフラ運営等②

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
国土交通省	一般社団法人 全国建設業協会	地域建設業における建設現場の新型コロナウイルス感染症対策の実践
	一般社団法人 マンション計画修繕施工協会	マンション計画修繕工事における新型コロナウイルス対策ガイドライン
	一般社団法人 住宅生産団体連合会	住宅業界における感染予防ガイドライン
	一般社団法人 日本埋立浚渫協会	
	一般社団法人 日本海上起重技術協会	
	一般社団法人 日本潜水協会	港湾空港建設事業の新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防ガイドライン
	日本港湾空港建設協会連合会	
	全国浚渫業協会	
	公益社団法人 日本港湾協会	クルーズ船が寄港する旅客ターミナル等における感染拡大予防ガイドライン
経済産業省	一般社団法人 全国LPG協会	LPGガス販売事業者等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインについて
	全国石油商業組合連合会	ガソリンスタンドにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
総務省	一般社団法人 電気通信事業者協会	電気通信事業分野における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

15

10. 飲食料品供給①

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
農林水産省	全国中央卸売市場協会	
	全国公設地方卸売市場協議会	
	全国第3セクター市場連絡協議会	
	一般社団法人 全国中央市場青果卸売協会	
	一般社団法人 全国青果卸売市場協会	
	全国青果卸協同組合連合会	
	農林水産省 公益社団法人 日本食肉市場卸売協会	卸売市場における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン
	東京食肉市場卸商協同組合	
	一般社団法人 日本花き卸売市場協会	
	一般社団法人 全国花卸協会	
経済産業省	一般社団法人 全国水産卸協会	
	全国魚卸市場連合会	
	全国水産物卸組合連合会	

16

10. 飲食料品供給②

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
農林水産省	一般財団法人 食品産業センター	食品製造業における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン
	公益社団法人 中央畜産会	畜産事業者における新型コロナウイルス感染防止、感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン
	公益社団法人 大日本農会	農業関係者における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン
	一般社団法人 日本林業協会	新型コロナウイルス感染症拡大防止等も向けた基本的なガイドラインについて
	全国漁業協同組合連合会	漁業者に新型コロナウイルス感染者が発生したときの対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン
	一般社団法人 大日本水産会	
	一般社団法人 日本外食品流通協会	
	全国給食事業協同組合連合会	食品卸売業の倉庫等における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン
	一般社団法人 日本給食連合会	
	一般社団法人 日本加工食品卸協会	食品卸売業の物流センターにおける新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン

17

11. 食堂、レストラン、喫茶店等

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
厚生労働省	一般財団法人 カクテル文化振興会	
	一般社団法人 日本バーテンダー協会	オーセンティックバーにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
	一般社団法人 日本ホテルバーメンズ協会	
国土交通省	一般社団法人日本旅客船協会	
	屋形船東京都協同組合	屋形船における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
	東京湾屋形船組合	
農林水産省 厚生労働省	江戸屋形船組合	
	一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(改正)に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン
	一般社団法人 日本フードサービス協会	
厚生労働省	全国食鳥肉生活衛生同業組合連合会	食鳥肉販売業における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン
	全国冰雪販売業生活衛生同業組合連合会	氷雪販売業における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン
	全国食肉生活衛生同業組合連合会	食肉販売業における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン
財務省	酒類業中央団体連絡協議会	酒類業における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン

18

12. 生活必需物資供給①

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
経済産業省 農林水産省	オール日本スーパーマーケット協会	
	一般社団法人 全国スーパーマーケット協会	
	日本小売業協会	
	一般社団法人 日本ショッピングセンター協会	
	一般社団法人 日本スーパー・マーケット協会	
	一般社団法人 日本専門店協会	
	日本チェーンストア協会	小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン
	日本チェーンドラッグストア協会	
	一般社団法人 日本DIY・ホームセンター協会	
	一般社団法人 日本百貨店協会	
	一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会	
	一般社団法人 日本ボランタリーチェーン協会	

19

12. 生活必需物資供給②

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
経済産業省	大手家電流通協会	家電量販店における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	日本書店商業組合連合会	書店における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン
	日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合	レンタル業界における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン
	全国商店街振興組合連合会	商店街における感染症防止対策に向けた基本的な方針
厚生労働省	一般社団法人 日本補聴器販売店協会	補聴器販売店における新型コロナウイルス感染拡大防止のためのガイドライン

20

13. 生活必需サービス①

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
経済産業省	一般社団法人 日本エステティック振興協議会	エステティックサロンにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン
	特定非営利活動法人 日本エステティック機構等	
	NPO法人日本ネイリスト協会	ネイルサロンにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
	一般社団法人 日本リラクゼーション業協会	リラクゼーションスペース(店舗)における新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対応ガイドライン 2.0
厚生労働省	全国理容生活衛生同業組合連合会	理容業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
	全日本美容業生活衛生同業組合連合会	美容業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
	全国クリーニング生活衛生同業組合連合会	クリーニング所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
	全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会	浴場業(公衆浴場)における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
	一般社団法人 日本ダストコントロール協会	ダストコントロール業における新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン
農林水産省	一般財団法人 都市農山漁村交流活性化機構	ふるさとホームステイ受入地域団体に求められる「新型コロナウイルス感染拡大予防」の取組
	一般社団法人 日本ファームステイ協会	農治施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン

21

22

14. ごみ処理

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
環境省	一般財団法人 日本環境衛生センター	廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン
	公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター	
	公益社団法人 全国産業資源循環連合会	産業廃棄物処理業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

23

13. 生活必需サービス②

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
国土交通省	一般社団法人 日本ホテル協会	ホテル業における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン
	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会	
	一般社団法人 日本旅館協会	宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン
	一般社団法人 全日本シティホテル連盟	

24

15. 冠婚葬祭

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
経済産業省	公益社団法人 日本ブライダル文化振興協会	結婚式場業「新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」
	一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会	
	日本パンケット事業協同組合	パンケットレセプション業における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン
	一般社団法人 日本結婚相手紹介サービス協議会	新型コロナウイルス感染症拡大防止における結婚相手紹介サービス業界ガイドライン
	全日本葬業協同組合連合会	
	一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会	葬儀業「新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」

16. メディア

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
総務省	一般社団法人 日本民間放送連盟	番組制作における新型コロナウイルス感染予防対策の留意事項
	日本放送協会	日本放送協会 新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン
	一般社団法人 衛星放送協会	(衛星放送協会)新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
	一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟	ケーブルテレビ業界向け新型コロナウイルス対策ガイドライン策定
	一般社団法人 日本コミュニティ放送協会	新しい生活様式におけるコミュニティ放送事業者のガイドライン
経済産業省	一般社団法人 日本映画製作者連盟	映画撮影における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	一般社団法人 日本音声製作者連盟	音声制作における新型コロナウイルス感染症防止ガイドライン
	文部科学省 特定非営利活動法人 ジャパン・フィルムコミッショング ン	ロケ撮影支援における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

25

17. 個人向けサービス①

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
経済産業省	一般社団法人日本自動車販売協会連合会	
	一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会	
	一般社団法人全国軽自動車協会連合会	
	日本自動車輸入組合	
	一般財団法人日本自動車査定協会	
	一般社団法人日本自動車購入協会	自動車販売(小売、卸売)業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	一般社団法人日本オートオークション協議会	
	全国オートバイ協同組合連合会	
	一般社団法人中古二輪自動車流通協会	
	一般社団法人日本二輪車オークション協会	
	一般社団法人日本RV協会	

26

17. 個人向けサービス②

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
経済産業省	協同組合日本写真館協会	写真館の新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
	一般社団法人日本コールセンター協会	コールセンターにおける新型コロナウイルス感染症対策に関する指針
	公益社団法人 日本訪問販売協会	ダイレクトセーリングにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
環境省	一般社団法人 全国ペット協会	ペットショップ等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

27

18. 金融

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
金融庁	一般社団法人 全国銀行協会	全国銀行協会新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
	日本証券業協会	証券業界における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	一般社団法人 全国信用金庫協会	信用金庫における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
	一般社団法人 全国信用組合中央協会	全国信用組合中央協会新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
	一般社団法人 全国労働金庫協会	労働金庫における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
	一般社団法人 生命保険協会	新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
	一般社団法人 損害保険協会	新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針
経済産業省	日本資金業協会	日本資金業協会新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
	一般社団法人 日本クレジット協会	クレジット事業者における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン
	公益社団法人 リース事業協会	リース事業者における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

28

19. 物流、運送①

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
国土交通省	定期航空協会	航空分野における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	一般社団法人 全国空港ビル事業者協会	
	公益社団法人 全国通運連盟	
	一般社団法人 航空貨物運送協会	
	一般社団法人 国際フレイトフォワーダーズ協会	
	日本内航運取扱業海運組合	
	一般社団法人 日本旅行業協会	旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン
	一般社団法人 全国旅行業協会	
	貸切バス旅行連絡会	
	(公益財団法人) 日本バス協会	貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン
	一般社団法人 日本旅行業協会	
	一般社団法人 全国旅行業協会	

29

19. 物流、運送②

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
国土交通省	鉄道連絡会(一般社団法人 日本民営鉄道協会・JR等)	鉄軌道事業における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン(鉄道連絡会)
	公益社団法人 日本バス協会	バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会	タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	一般社団法人 全国個人タクシー協会	個人タクシー事業者における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	公益社団法人 全日本トラック協会	トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	一般社団法人 日本自動車リース協会連合会	自動車リース事業者における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	日本内航海運組合総連合会	内航海運業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	一般社団法人 日本旅客船協会	旅客船事業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	一般社団法人日本船主協会	(外航貨物船事業者) 新型コロナウイルス(COVID-19)に関するガイドラン
	一般社団法人 日本外航客船協会	外航旅客船事業者の新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	日本船舶代理店協会	(海運代理店業) 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	外航船舶代理店業協会	(海運代理店業) 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

30

19. 物流、運送③

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
国土交通省	一般社団法人 日本倉庫協会	倉庫業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	一般社団法人 日本冷蔵倉庫協会	冷蔵倉庫業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	全国トラックターミナル協会	トラックターミナル事業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	一般社団法人 日本港運協会	港湾運送事業・港湾運送関連事業の新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防ガイドライン
	(一社)全国レンタカー協会	レンタカー事業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	郵便・物流事業	郵便・物流事業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	日本郵便株式会社	
総務省	日本郵便株式会社	

31

20. 製造業全般

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
国土交通省	一般社団法人 日本造船工業会	造船業における新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン
	一般社団法人 日本中小型造船工業会	造船所およびオフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
経済産業省	一般社団法人 日本経済団体連合会	製造事業所における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	一般社団法人 情報サービス産業協会	情報サービス業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

32

21. オフィス事務全般

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
経済産業省	一般社団法人 日本経済団体連合会	オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
国土交通省	一般社団法人 日本ビルディング協会連合会	ビル事業における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン

22. 企業活動、治安維持

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
警察庁	一般社団法人 全国警備業協会	警備業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
厚生労働省	公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会	ビルメンテナンス業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

33

34

23. 行政サービス

担当省庁名	団体名	掲載ガイドライン
法務省	日本公証人連合会	(公証人及び書記等公証役場勤務職員) 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン

その他所管省庁で策定されているガイドライン・手引き等 (2020.10.27時点)

担当省庁名	ガイドライン・手引き等の名称
文部科学省	高卒認定試験実施のガイドライン
	新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン
	学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～
	感染拡大の防止と研究活動の両立に向けたガイドライン（改訂）
	大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン
スポーツ庁	社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン
厚生労働省	妊娠婦・乳幼児関係
	放課後児童クラブ関係
	保育所関係
	児童養護施設関係
	ひとり親関係
国土交通省	介護現場における感染対策の手引き
	建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	不動産業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（業界団体向け）

35

36

感染防止対策リスト【社交飲食業態】

パブ・バー・ダーツバー・キャバレー・スナック・性風俗店

営業の再開・継続時に感染拡大予防のため取り組んでもいただきたいこと
施設ごとに感染リスクの評価を行い、業種ごとに作成された感染拡大予防ガイドラインや、こ
の感染防止対策リストを活用し、徹底した感染防止対策をお願いします。

【各業種共通】の取組に加え、下記の事項について特に徹底してください。

① 会話時・飲食時の飛沫防止 ②接触機会・箇所の最少化

1. 社会的距離の確保対策(2メートル以上・最低1メートル)

- 配席の工夫(席を1つ空ける、互い違いに座る、対面せず片側に座る)
- 各テーブルにアクリル板を設置して接触を回避
- 身体的接觸を避ける
 - カウンター内ヒカウンターをアクリル板等により遮蔽又は対面の距離を確保
 - ステージと客席との間隔の確保
 - 客の横・近距離でのカラオケや各種パフォーマンス等の店内イベントの自粛
 - 大声での会話を抑制するためBGMの音量を控える

2. 従業員及び来客等の保健衛生対策の徹底

- 店舗スタッフの健康管理、利用者の体温確認(事前の検温等の実施)
- 飲料等の提供は、紙コップ等を利用し、食器等を通じた感染の回避に努める
- 顔や髪を触らない(ヘアセットの場合には、アップヘアが望ましい)
- 客に対し飲酒が過度にならないよう注意喚起する

3. 共用物の衛生管理・換気の徹底

- 客が入れ替わる都度、テーブル、カウンター、イス等の消毒
- グラス等の回し飲み、食器の共有は選けるよう注意喚起し、大皿等での提供は避ける
- カラオケマイク、運曲端末を、提供又は1回歌うごとに消毒
- 従業員のロッカールーム、控え室の換気の徹底、控え室内の対人距離の確保の実施

4. キヤッショレス・チケットレスの推進又は支払時のコイントレイの使用

- 感染の発生に備えた情報収集(入店時に氏名、連絡先を確認)
- 感染が発生した際の利用者への情報提供

5. 感染の発生に備えた情報収集

- SNS等の技術を活用した、施設利用者に対する感染発生状況等の情報提供

あわせて遵守いただきたい業種ごとの「感染拡大予防ガイドライン」

- 業種ごとの感染拡大予防ガイドライン(内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策 WEB ページ)
<https://corona.go.jp/>

業種ごとの感染拡大予防ガイドライン(内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策 WEB ページ)

<https://corona.go.jp/>

一般社団法人日本フードサービス協会ガイドライン

https://www.maff.go.jp/saigai/n_coronavirus/attach/pdf/ncov_guideline-29.pdf

一般社団法人日本水商売協会ガイドライン

https://mizusyobai.jp/guideline_covid19/

社交飲食業における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン

<https://zensyaren.net/2020/06/post-61.html>

オーセンティックバーにおける新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン

http://cocktail.or.jp/pdf/covid19_guideline.pdf

感染防止対策リスト【オーセンティックバー編】

【各業種共通】の取組に加え、下記の事項について特に徹底してください。

⑥ 会話時 飲食時の飛沫防止 ⑦ 接触機会・箇所の最少化

- 社会的距離の確保対策(2メートル以上・最低1メートル)
 - 配席の工夫(席を1つ空ける、互い違いに座る、対面せず片側に座る)
 - 各テーブルにアクリル板を設置して接触を回避
 - 身体的接觸を避ける
 - カウンター内とカウンターをアクリル板等により遮蔽又は対面の距離を確保
 - 大声での会話を抑制するためBGMの音量を控える

- 従業員及び来客等の保健衛生対策の徹底
 - 店舗スタッフの健康管理、利用者の体温確認(事前の検温等の実施)
 - 飲料等の提供は、紙コップ等を利用し、食器等を通じて感染の回避に努める
 - 顔や髪を触らない(ヘアセットの場合には、アップヘアが望ましい)
 - 客に対する飲酒が過度にならないよう注意喚起する

- 共用物の衛生管理・換気の徹底
 - 客が入れ替わる都度、テーブル、カウンター、イス等の消毒
 - グラス等の回し飲み、食器の共有は避けよう注意喚起し、大皿等での提供は避ける
 - ミニユーブックは清拭消毒可能な素材を使用する

- 従業員のロックルーム、控え室の換気の徹底、控え室内の対人距離の確保の実施
- キャッシュレス・チケットレスの推進又は支払時のコイントレイの使用

- 感染の発生に備えた情報収集(入店時に氏名、連絡先を確認)
- 感染が発生した際の利用者への情報提供

あわせて遵守いただきたい業種ごとの「感染拡大予防ガイドライン」

- 業種ごとの感染拡大予防ガイドライン(内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策 WEB ページ)
<https://corona.go.jp/>
https://www.maff.go.jp/saigai/n_coronavirus/attach/pdf/ncv_guideline_29.pdf

- 一般社団法人日本フードサービス協会ガイドライン
https://cocktail.or.jp/pdf/covid19/guideline_covid19/
一般社団法人日本水商市場協会ガイドライン
https://mizusyobai.jp/guideline_covid19/
オーセンティックバーにおける新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン
<http://cocktail.or.jp/pdf/covid19/guideline.pdf>
社交飲食業における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン
https://zansyaren.net/2020/06/post_6.html

感染防止対策リスト【特定遊興飲食店(ナイトクラブ)編】

【各業種共通】の取組に加え、下記の事項について特に徹底してください。

① 大声の発生や飲食時の飛沫防止 ③ 客同士の社会的距離の確保

③ 30分ごとの換気(音漏れ対策を実施)

1. 社会的距離の確保対策(2メートル以上・最低1メートル)

- 適切な入場制限又は配席の工夫(対人距離の確保)
- 客席の間やDJブースとダンスホールの間等にパーテーションを設置する
- ダンサーミニステージ等と客席との間隔の確保
- カウンターサービス時の客と従業員との距離の確保
- 使用できるロッカーを制限
- 身体的接觸(握手、ハイタッチ等)を避ける
- 大声での会話を抑制するためBGMの音量を控える
- 店や店に入る建物出入り口付近でたむろしないよう注意喚起

2. 従業員及び来客等の保健衛生対策の徹底

- 店舗スタッフの健康管理、利用者の体温確認(事前の検温等の実施)
- ダンス等をするスペースにおいてもマスクの着用を徹底
- 利用者に過度な飲酒とならないよう注意喚起
- 食品やドリンク類の取り違えを防止するための適度な照度の確保

3. 共用物の衛生管理・換気の徹底

- 客が入れ替わる都度、テーブル、カウンター、イス等の消毒
- グラス等の回し飲み、食器の共有は避けよう注意喚起し、大皿等での提供は避ける
- グラス等の回し飲み、食器の共有は避けよう注意喚起し、大皿等での提供は避ける
- 客の飛沫がかかるおそれのあるカウンター上部への食器類の陳列を避ける

4. キャッシュレス・チケットレスの推進又は支払時のコイントレイの使用

- 感染の発生に備えた情報収集(入店時に氏名、連絡先を確認)
- 感染が発生した際の利用者への情報提供

あわせて遵守いただきたい業種ごとの「感染拡大予防ガイドライン」

- 業種ごとの感染拡大予防ガイドライン(内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策 WEB ページ)
<https://corona.go.jp/>
https://www.maff.go.jp/saigai/n_coronavirus/attach/pdf/ncv_guideline_29.pdf

- 特定遊興飲食店(ナイトクラブ)における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン
https://voca-official.com/news/covid19/guidelines_2020/

感染防止対策リスト【ライブホール、ライブハウス編】

【各種共通】の取組に加え、下記の事項について特に徹底してください。

- ⑥舞台と客席・客同士の社会的距離の確保
- ⑦30分ごとの換気

1. 社会的距離の確保対策(2メートル以上・最低1メートル)

- 来場人数の制限(原則として従前の50%以下を目安)
- 入退場の際、列の間隔を設けることや、段階的な入退場を行う
- 使用できるロッカーを制限
- ステージと客席との間に充分な間隔を取る
- カウンター内とカウンターをアクリル板等により遮蔽する又は対面の距離を確保
- 身体的接触(握手、ハイタッチ等)の禁止の周知
- 客等へ大声での発声を控えるよう周知
- 入待ち・出待ちや面会等の禁止要請
- パンフレット・チラシ等は極力手渡しによる配布は避ける
- 客等に飲酒が過度にならないよう注意喚起する

2. 従業員及び来客等の保健衛生対策の徹底

- 店舗スタッフの健康管理
- 利用者の体調確認(事前の検温等の実施)
- 客等に公演中もマスクを着用するよう注意喚起
- ロビーや休憩スペースでの対面での飲食や会話を避けるよう注意喚起
- パンフレット・チラシ等は極力手渡しによる配布は避ける
- 客等に飲酒が過度にならないよう注意喚起する

3. 共用物の衛生管理・換気の徹底

- 共有物、スペースの消毒の徹底
- キャッシュレス・チケットレスの推進又は支払時のコインレイの使用

4. 感染の発生に備えた情報収集(入店時に氏名、連絡先を確認)

- 感染が発生した際の利用者への情報提供
- 所轄の保健所との連絡体制の整備と必要な情報提供

5. 感染が発生した際の利用者への情報提供

- 所轄の保健所との連絡体制の整備と必要な情報提供
- あわせて遵守いただきたい業種ごとの「感染拡大予防ガイドライン」

業種ごとの感染拡大予防ガイドライン(内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策 WEB ページ)
<https://corona.go.jp/>

ライブホール、ライブハウスにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
<https://www.jkba.or.jp/uploads/news/a2e082cc31b7de927a865df1d5048c8ba7.pdf>

感染防止対策リスト【カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食業編】

【各種共通】の取組に加え、下記の事項について特に徹底してください。

- ①歌唱時の飛沫防止
- ②マイク・リモコン・タッチパネル等の消毒
- ③各部屋の30分ごとの換気

1. 社会的距離の確保対策(2メートル以上・最低1メートル)

- 入店時の列や各客室内での座席配置に配慮するよう工夫
- 入室人数の制限(定員の半分程度、家族限定の利用等)
- ステージと座席との間にビニールカーテン等仕切りの設置
- 個人別マイクとした上での飛沫防止のための防音マイクカバー等の装着
- 歌唱時、飲食時に横並びに座る等により正対を回避するよう周知
- 飲料等の提供は、紙コップ等を利用し、食器等を通じた感染の回避に努める
- 飲料等の提供は、紙コップ等を利用し、食器等を通じた感染の回避に努める

2. 従業員及び来客等の保健衛生対策の徹底

- マイク、リモコン、タブレット端末、カラオケ機器等の高頻度接觸部位の消毒
- 共用スペースでの飲食や大声を出すなどの行為を行わないよう注意喚起
- グラス等の回し飲み、食器の共有は避けよう注意喚起し、大皿等での提供は避ける
- 換気について利用者へ協力依頼(扇風機等の活用により扇から換気)

3. 共用物の衛生管理・換気の徹底

- マイク、リモコン、タブレット端末、カラオケ機器等の高頻度接觸部位の消毒
- 共用スペースでの飲食や大声を出すなどの行為を行わないよう注意喚起
- グラス等の回し飲み、食器の共有は避けよう注意喚起し、大皿等での提供は避ける
- 換気について利用者へ協力依頼(扇風機等の活用により扇から換気)

4. キャッシュレス・チケットレスの推進又は支払時のコインレイの使用

- 感染の発生に備えた情報収集(入店時に氏名、連絡先を確認)
- 感染が発生した際の利用者への情報提供
- 所轄の保健所との連絡体制の整備と必要な情報提供

5. 感染が発生したいたい業種ごとの「感染拡大予防ガイドライン」

業種ごとの感染拡大予防ガイドライン(内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策 WEB ページ)
<https://www.jkba.or.jp/>

ライブホール、ライブハウスにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
<https://www.jkba.or.jp/uploads/news/a2e082cc31b7de927a865df1d5048c8ba7.pdf>

感染防止対策リスト【フィットネス関連施設編】

【各種共通】の取組に加え、下記の事項について特に徹底してください。

①運動時の飛沫防止 ②利用者が替わるごとの機器・設備の消毒

③毎時3回以上の換気

1. 社会的距離の確保対策(2メートル以上・最低1メートル)

- 使用できるロッカー、機材を制限
- スタジオプログラムを実施する場合は、特に社会的距離に配慮
- 社会的距離が確保できない室内的スタジオプログラムの中止又は制限
- トレーニング時の身体的接触(補助、握手、ハイタッチ等)を控えるよう周知
- タオル同士の接觸・取り違え防止の注意喚起
- 予約制等による人数調整
- フロントにアクリル板を設置して接触を回避

2. 従業員及び来客等の保健衛生対策の徹底

- ロビー、休憩室等での滞留や食事の制限
- 運動時においてもマスク着用の徹底(運動時に呼吸しやすいマスクを推奨)
- 利用者の体調確認(事前の検温等の実施)
- 会話を抑制するルールを設定するなど、会話の制限を徹底
- 管理者不在時で監視代行できない時間帯の営業自粛

3. 共用物の衛生管理・換気の徹底

- フロントを挟んだ対面空間
- 利用者が替わるごとの設備・機材・座席、テーブル等についての消毒
- 機材の汗拭き用タオルの共用禁止又は消毒液、使い捨てペーパーの設置等
- 設備による毎時3回以上換気又は入り口や窓を開け、毎時3回以上換気

4. 揭示板や頻繁な館内放送による注意喚起の徹底

5. キャッシュレス・チケットレスの推進又は支払時のコインレイの使用

6. 感染の発生に備えた情報収集(入店時に氏名、連絡先を確認)

7. 感染が発生した際の利用者への情報提供

8. 所轄の保健所との連絡体制の整備と必要な情報提供

あわせて遵守いただきたい業種ごとの「感染拡大予防ガイドライン」

業種ごとの感染拡大予防ガイドライン(内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策 WEB ページ)

<https://corona.go.jp/>

一般社団法人日本フィットネス産業協会ガイドライン

https://www.fia.or.jp/public/_19525/